

第10回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年10月2日

金融庁 総務企画局

午前10時01分 開会

○関部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから金融審議会公認会計士制度部会の第10回の会合を開催いたします。

本日は、皆様ご多忙のところご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解をいただきたいと思います。

なお、事務局のメンバーとして、渡辺金融担当副大臣、田村金融担当大臣政務官が新たに就任されました。公務の都合上、30分ほど遅れてのご参加となりますので、後ほどご挨拶をいただきたいと思います。

公認会計士制度部会というのも、本年4月に再開いたしましてから本日で6回目の会合となります。

前回の会合から、監査法人制度等のあり方に関する論点を3つないし4つ程度の固まりに分けて、順次ご議論をいただいているところではありますが、本日は、監査人の地位の強化のあり方という論点を取り上げたいと考えております。

まず事務局から討議資料を説明していただきたいと思います。

○大来企業開示課長補佐 それでは、お手元、資料1と右肩についてございますものにつきまして事務局よりご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

監査人の独立性と地位の強化のあり方ということでございまして、大きく分けて3つに分かれております。

まず最初に「はじめに」という枕のところと、2つ目が現行制度の概要でございます。そして4ページ目以降、大きく分けて3つ目ですけれども、独立性と地位の強化のあり方に関する論点を提起してございます。

それでは、1ページ目から簡単にご説明させていただきます。

まず「はじめに」ということでございますけれども、証券市場がその機能を十全に発揮していくためには、企業の財務書類が適正に作成されていることがまずもって重要となると思っております。その際、公認会計士・監査法人の監査には、その財務書類の適正性を確保していく上での重要な役割が期待されておって、独立した立場に立ち、また経営者等との関係において強固な地位を保持しながら監査が行われていくということが重要となります。

こうした地位・立場を維持・強化していくためにどのような方策が考えられるかということをごを以下論じていきます。

まず、公認会計士法等において設けられている監査人の地位、独立性に関する制度を俯瞰し

まして、その後論点について検討に入りたいというふうに考えております。

2点目でございます。現行制度でございます。現行制度は大きく分けて、分類学ですけれども、2つほどありまして、1つ目は、監査人に係る制度、それから2つ目は、被監査会社側に係る制度というふうに便宜的にここでは分類をしております。

まず、監査人に係る制度でございますけれども、1つ目は利害関係に関することでございます。監査人の独立した公正な立場を保証するために、公認会計士又は監査法人に被監査会社との間で「特定の利害関係」があると認められる場合には、監査証明業務を行うことを禁止しております。「特定の利害関係」につきましては、政令等で細かく既定をしておりますが、時間の関係上、まずは説明は割愛をさせていただきます。

それから、大会社等を監査するような監査法人・公認会計士について、業務の制限の特別的なものが設けられております。

まず第1が、非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止でございます。具体的には、非監査証明業務のうち一定のものを行っている場合には、監査証明業務を同時に行ってはならないということを公認会計士法で規定しております。

それから第2が、継続的監査の制限、いわゆるローテーション・ルールなどと呼ばれておりますけれども、平成15年の公認会計士法改正におきまして、大会社等の監査証明業務に関与した者について、継続的監査を制限し、一定期間ごとの交代を義務づけることとされました。具体的な交代に係る期間につきましては、継続監査期間が7年、監査禁止期間が2年とされたところでございます。

また、本年4月より、日本公認会計士協会の自主規制ルールによりまして、4大監査法人の上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士につきましては継続監査期間5年、インターバル期間5年というふうにされているところでございます。

大会社等に関係します制限の第3が、個人の公認会計士について共同監査を義務づけているということでございます。適切な人員や施設等を確保することによって監査の水準を維持する、あるいは相互監視の下、組織的に監査を行うことが望ましいといったような考え方から、これも15年改正におきまして、大会社等に対する監査について、公認会計士の個人単独による監査を原則として禁止し、個人の会計士が監査を行う場合には、他の会計士と共同監査を、あるいはほかの公認会計士を補助者として使用することを義務づけることとされました。

それから、監査人に係る制限の大きく分けて3つ目でございますけれども、就職制限に関することでございます。

まず、これも2点ございまして、第1でございませうけれども、監査証明業務に関与した公認会計士が監査を行った会計期間と翌会計期間に、被監査会社等の取締役、監査役等の幹部に就任することは原則として禁止されております。公認会計士が個人として監査を行った場合においても、監査法人の社員として監査証明業務を執行した場合においても、この制限は適用されることとされております。

それから、第2が、監査証明業務に関与した公認会計士が、関与した会計期間又は翌会計期間に監査法人を退職して、その担当していた会社等の取締役、監査役等の幹部に就任した場合には、出身母体である監査法人が当該会社等の監査証明業務を行うことは禁止をされております。

以上が監査人に係る制度でございまして、2つ目が、被監査会社に係る制度でございませう。これらの制度は基本的に、公認会計士法というよりは、むしろ会社法あるいは証券取引法において規定がなされているところでございませう。

まず第1が、監査人の選任に関することとございませう。会社法上、取締役が監査人の選任に関する議案を提出するという点について、監査役あるいは監査役会に同意権が付与されております。また、株主総会に議案を取締役が提出するということを監査役または監査役会が請求することもできることとされております。

なお、委員会設置会社におきましては、監査委員会が、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定することができることとされております。

第2点としまして、会計監査人の報酬の決定でございませうけれども、会社法上、監査役会あるいは監査委員会の同意を得なければならないこととされております。

この点、旧商法特例法におきましてはこういった規定はございませうで、会社が監査役等の関与を受けることなく報酬額を決定することも認められていたところでございませう。

それから、第3といたしまして、証券取引法監査を受ける会社にあつては、証券取引法上の開示書類におきまして、会社の企業統治に関する事項を開示しなさいという欄がございませうけれども、その事項の例示が記載上の注意に書いてございまして、監査報酬の内容などを書いてはどうかということが例示されております。監査報酬の内容の内訳といたしまして、監査証明業務に基づく報酬と、それ以外の業務に基づく報酬に区分した内容といったことも書かれているところでございませう。

それから、会社法監査を受ける会社にあつては、会計監査人の報酬に関連しまして、事業報告におきまして、当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額、それから会計監査人に対し

て非監査業務の対価を支払っている場合におけるその非監査業務の内容等の記載が求められているところがございます。

第4といたしまして、最近の会計年度において、公認会計士又は監査法人に交代が生じたという場合には、その被監査会社は有価証券報告書あるいは半期報告書の「経理の状況」という欄におきまして、交代があった旨の開示をしなければならないこととされております。また、取引所の適時開示規則に基づきまして、監査人の異動を直ちに開示しなければならないこととされております。

以上、ざっとでございますけれども、現行制度でございます。

以下、独立性と地位に関する論点でございます。

まず、監査人の独立性の確保に関する論点でございます。1つ目が、先ほどご紹介したいいわゆるローテーション・ルールのところでございます。このローテーション・ルールにつきましては、会社側との癒着の可能性を低める、あるいは監査に新しい視点を導入するといったことが期待されるのではないかという利点が指摘されます。

一方で、監査人の知識と経験の蓄積が阻害されることになるのではないか、あるいは監査人側、会社側双方に交代に伴うコストが発生するのではないかという問題も指摘されるところでございます。

また、中小監査法人におきましては、いわゆるローテーション・ルールの遵守が困難であって、他の方策をより重視することによって独立性の確保を図るべきではないかというような指摘。あるいは被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展の中で、制度面でも国際的な視点、整合性の確保というのが必要ではないかという指摘もなされるところでございます。

こういったさまざまな指摘を踏まえまして、いわゆるローテーション・ルールのあり方についてどのように考えるかという論点がございます。

細かい各論でございますけれども、まず1点目、ローテーションの期間でございます。現在7年-2年とされております監査人の交代に係る期間につきまして、4大監査法人の上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士においては、既に協会の自主ルールで5年-5年とされていることを踏まえまして、例えば上場会社の監査を担当する主任会計士については法令で継続監査期間5年、監査禁止期間5年とするべきであるというような考え方があるかと存じますけれども、どう考えられるかというのがあるかと思えます。

それから、新規公開会社の取扱いでございますけれども、新規公開をするに当たっては、公

開準備等の過程において監査人が監査に関連する業務を提供することが一般的であるということを見ると、そういった会社については公開後の最初の継続監査期間について、一定の短縮を図るということも考えられるのではないかという論点についてどう考えられるかというのが2点目かと思います。

それから、法人の交代制としまして、被監査会社との癒着の可能性を低める、交代を機会に監査に新しい視点が導入されることが期待されるとの、いわゆるローテーション・ルールの利点を考慮しますと、監査人の交代にとどまらず、監査法人の交代まで義務づけるべきとの考え方がありますが、どうお考えになるでしょうか。

適用除外の範囲でございますけれども、ローテーション・ルールにつきましては、既にご紹介申し上げましたとおり、大会社等に該当するか否かということによって適用の有無が判断されるところでございます。ちなみに大会社等の範囲につきましては、会計監査人設置会社、証券取引法による監査の対象となる者、銀行、長期信用銀行、保険会社等というふうになっているところでございます。

また、個人の公認会計士につきましては、「内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りではない。」というふうにされておいて、この内閣府令というところで、「周辺地域において公認会計士が不足している等により、交替が著しく困難な状況にある場合」ということが規定をされているところでございます。

この点、例えばアメリカにおきましては、上場会社を監査することで原則としていわゆるローテーションが義務づけられている場合であっても、顧客が5名未満、かつ持分所有者が10名未満の会計事務所は、PCAOBの独立性レビューを受けることを条件として、適用免除の措置が図られているところでございます。一方、EUでは、上場会社等を監査する場合にはローテーションが義務づけられておいて、特段の適用除外措置はないということでございます。

以上、我が国の現行制度や諸外国の制度にかんがみまして、ローテーション・ルールの対象となる例えば大会社等の範囲でありますとか、中小監査法人の取扱いといったものについてどうお考えになるか。

それから、独立性の論点の2つ目でございますが、その他とまとめておりますけれども、1つは、先ほどご照会した就職制限に関するところでございますけれども、退職後の就任先への監査であるとか、あるいは被監査会社の幹部への社員の就任ということについて、現在証券取引法上の監査というのが連結ベースで行われていることを考慮すると、そういった制限先につ

いても被監査会社の親会社や連結子会社等にも広げるべきではないかという考え方についてどうお考えになるか。

それから、その他の2つ目の論点でございますけれども、現在、協会の倫理規則におきまして、特定関係先あるいは関係先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分、具体的には50%超を占めるようなことによって、独立性の保持に疑いを持たれるような関係あるいは外観を呈しないように留意しなければならないというふうにされておりますけれども、こうしたルール of 徹底等についてどのようにお考えになるか。

それから、独立性の3点目といたしまして、現在公認会計士法1条に公認会計士の使命に関する規定ということで「公認会計士は監査及び会計の専門家として独立した立場において」云々という規定が設けられておりますけれども、独立して監査に当たらなければならないという一般的な規定は存在しないところでございます。

この点、監査証明業務には独立した立場で当たらなければならないという一般的・総則的規定を設けた上で、その趣旨を補強するための手段として必要な範囲で、他の独立性確保を目的とした個別制度のあり方を考えるという方向性についてどうお考えになるかということでございます。

それから、論点の2つ目、監査人の選任あるいは報酬決定のあり方でございます。

選任や報酬に係る現行制度については既に申し上げたとおりでございますけれども、被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うという点に関し、「インセンティブのねじれ」があるのじゃないかという指摘がなされるところでございます。

この点、諸外国におきましては、選任、報酬決定について、経営者をチェックする立場に立つ監査委員会などに責任を持たせることによって、この「インセンティブのねじれ」を克服しようとするという流れが見られるのではないかと。

こういったことを踏まえて選任、報酬決定のあり方についてどう考えるかという論点があります。

より具体的に入っていきますと、まず選任に関しまして、先ほど、会社法において監査役 of 議案に関する同意権あるいは請求権といったものがあるということをご説明申し上げたところでございます。この点、同意権や請求権ではなく、監査人選任の議案の決定権を監査役会等に付与すべきであるという考え方があるけれども、どうお考えになるか。

それから報酬につきまして、会社法上、監査役会等に同意権が付与されたところであるということをご紹介したとおりでございます。この点、監査役会等に監査報酬決定権を付与すべき

であるという考え方についてどうお考えになるかという点。

それから、監査報酬・監査時間につきましては、監査上のリスクを踏まえて適切な計画が策定をされ、その上で、その監査計画に沿って適切な監査が実施されるために十分な水準が確保されるということが重要になります。

この点にかんがみますと、監査契約の締結に当たって、監査上のリスクが的確に監査人側から指摘をされ、これに基づいて適切な報酬決定の水準が決定されていくような環境の整備が重要な課題となるということが考えられます。

現在、日本公認会計士協会におきまして、監査時間の見積りに関する研究が進められておりますけれども、実際の決定に当たって、これらについてどのような活用の余地があるか。

それから、報酬につきましては、上場会社につきましては、証券取引所が被監査会社や株主から一たん徴求をして、証券取引所が直接、各監査人に対して報酬を支払うという考え方がございますけれども、どう考えるかという点。

それから3つ目ですけれども、報酬の開示でございます。先ほど申し上げたとおり、監査報酬の開示につきましては、証券取引法上におきましては例示として挙げられているところでございます。この点、開示を義務づけると監査報酬のダンピングにつながるのではないかと懸念が指摘される一方で、開示される財務諸表がどのような対価のもとに作成されたものであるかということについて、企業にその説明責任を求めるとことは、財務書類の信頼性を高めるとともに監査の質を確保することにつながるのではないかと、こういった観点から積極的に支持するという考え方があり得るかと思存します。

監査報酬の開示に係る現行制度については、どのように評価されるか。例えば、現在の「例示」という取扱いを改めて、開示を有価証券報告書等において明確に義務づけるということについてどう考えるか。その際、比較可能性を高めるために、連結ベース・単体ベースの監査報酬を分けて開示するということを求めるとともに、監査報酬の決定方針についても記述を求めると、より詳細な記載を義務づけるという考え方についてどうお考えになるか。

それから、被監査会社による開示のみならず、監査人による監査報酬の開示のあり方についても検討が必要というふうに考えられますけれども、どうお考えになるか。その際、監査人が監査法人である場合には、法人内部における報酬の振り分けの方針等についても開示を求めるといったことについてどうお考えになるか。

それから、大きく分けて3つ目、その他というところでまとめました。

まず1点目、監査人の交代に係る開示でございます。監査人の交代があった場合の開示につ

いて、充実・強化すべきでないかという考え方がございます。

具体的には、取引所の自主規則において交代があった旨に加えて、交代の理由についても十分な開示を求める。あるいは監査人の交代について、現在は規定のない臨時報告書、証券取引法上の臨時報告書においても、交代があった旨及び理由についての開示を法定化する。あるいは現在交代が生じた旨の開示を求めている有価証券報告書、半期報告書について、理由の開示をあわせて求める、こういった点についてどうお考えになるか。

それから、現在会社法上、監査人を辞任した者には、辞任後最初に招集される株主総会において、辞任した旨及びその理由を述べることができることとされておりませけれども、監査人による開示義務というものまでは存在しないということでございます。

会社法上の意見陳述については原則任意、陳述の対象は株主、タイミングは定時株主総会の時点とされていることから、例えば証券取引法監査がなされている被監査会社について、何らか加重を図るということについてどうお考えになるか。

監査人の交代というのは、経理の状況にとっても重要な情報であることを踏まえて、一定の場合には監査人の側にも例えば取引所においてタイムリーに意見の表明を行う機会を付与するという考え方もあり得るけれども、どうお考えになるか。その際、監査人が交代理由等について意見陳述を行うことと、公認会計士が負う守秘義務との関係をどのように考えるかという論点についてどうお考えになるか。

さらに、米国においては、監査人の交代の際に会社と監査人との間に意見の不一致などがあった場合には、監査人は会社の臨時報告書において意見陳述することが求められておりますけれども、こういった形で監査人の意見陳述を義務づけるということについてどうお考えになるか。

それから、その他の②でございますけれども、不正・違法行為発見時の監査人による対応ということで、監査人は、監査の実施において不正等を発見した場合には、原則、経営者への報告が求められているところでございます。また、会計監査人が職務を行うに際して、取締役等の職務の執行に関し不正の行為又は法令違反等の重大な事実を発見した場合には、監査役への報告が義務化されているところでございます。

一方、不正、違法行為発見をしたような場合に、当局への通報義務というのは存在しません。この点、アメリカにおきましては、財務諸表に重大な影響を与え得る違法行為が発見され、経営者等が必要な措置をとらなかった場合には、SECに報告することが義務づけられております。イギリスにおいては、銀行等の監査において発見された違法行為について、FSAへの通

報が義務づけられている。またフランスでは、刑事行為に関する検察官への通報義務が商法に定められるとともに、上場会社の監査において発見された違法行為については、AMFへの通報が義務づけられているというところがございます。

不正行為等の発見時における当局への通報を義務づけることについては、市場規律や会社内部の自浄機能の発揮を前提として財務諸表の適正性について意見を表明するという監査の性格を変えることになるのではないかという考え方が存在する一方で、会社と監査人の間に緊張関係をもたらすとともに、不正行為等の抑止につながるのじゃないかという考え方があります。

諸外国の制度であるとか、こういった考え方を踏まえて、監査人による不正・違法行為発見時における当局への通報義務についてどのようにお考えになるか。

以上が事務局からの提起でございますけれども、その他監査人の独立性、あるいは地位の強化のあり方について検討しておくべき論点がございましたらご提議をいただければというふうに存じます。

事務局からは以上でございます。

○関部会長 本日は、ただいまの討議資料に沿って議論をちょうだいいたしたいと思っておりますが、その前に、事務局資料にも出てまいりました日本公認会計士協会の監査時間の見積もりに関する研究報告につきまして、日本公認会計士協会副会長の増田委員から説明を簡単にいただきたいと思っております。

○増田（宏）委員 日本公認会計士協会におきましては、平成11年を初めとしまして、国際的な監査時間の比較をしています。平成11年のときは、アメリカとドイツの大規模な連結財務諸表を作成している会社の業種別の時間比較をしました。平成15年には、先進5カ国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダの監査時間の国際比較ということで、これは比率データ的にとらえています。この結果、ご承知のように非常に格差がある、最近の状況でも1.1から2.8倍ぐらいの差があるというふうになっています。

今回、こういったことを踏まえまして、監査時間の見積もりをする場合に、どうしたらいいのかということ具体的に1つの例としてやってみようということになりました。お手元の資料2、及び資料2-2が今回の研究報告ですので、それに基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

資料にも書いてありますけれども、監査業務の質を確保するとの観点から、監査時間の見積もりの参考となり、かつ監査時間の確保に関して被監査会社等の関係者からの理解が得られるものとなるよう、監査時間の見積もりに当たって考慮すべき事項や見積もり例を研究報告とし

て示したものです。

ということで、先ほどちょっと話がありましたけれども、今の監査の手法であるリスク・アプローチ、これに基づく監査というのがまず第1点として見積もりに当たっての考慮すべき事項として考えています。

リスク・アプローチに基づく監査というのはどういう点を考えるかといいますと、まず第1に特別な検討を必要とするリスクへの対応、それから2番目として、監査チームメンバーの経験や能力、3番目として専門家の業務の利用の程度などです。

それから大きな2番目としましては監査時間の見積もりに影響を与える諸要因としまして、被監査会社の規模や複雑性、過去の監査結果の利用、被監査会社の決算体制などです。

3番目としましては、監査の効率化ということで、補助者の手待ち時間の削減、被監査会社の担当者への事前依頼の徹底、補助者に対する監査現場での適時の指導、被監査会社の帳票管理方法の改善、こういった点を見積もりに当たって考慮すべき事項としています。

今回の見積もりでは、モデルとなる会社を選定しまして、それに対して具体的に展開していくという方法をとっています。監査時間の見積もりにつきましては、幾つかの方法があるのですけれども、例えばトップダウン式の見積もり、あるいは係数モデルによる見積もりだとかいう方法があるのですけれども、今回は工数ごとのコストを積み上げる方式であるボトムアップの見積もりという手法をとっています。これはどうしてそういう手法を選んだかといいますと、会計監査というのは通常毎年反復的に業務が行われていまして、その範囲だとか手続だとか、成果物というものが概ね決まっているわけで、過去の経験だとか実績を重視したこのボトムアップの見積もりが適しているということで、今回はその方法によったわけです。

今回のモデルとなる会社なんですけれども、証券取引法の監査及び会社法監査の監査を受けている、連結上の売上高が2,000億円、資産総額についても同様の2,000億円程度の上場会社を想定しています。

監査チームのメンバーとしては、監査責任者が2名、主査が1名、補助者10名を想定しております。

この結果、具体的にどういうふうなことになっているかといいますと、資料2-2の21ページから、横書きになっていますけれども、こういうふうな具体的に上期と下期とそれから全体、監査責任者の人数、その時間、主査の人数、時間、補助者の人数、時間ということで、実際に行う作業内容を左の方に、大項目、中項目、小項目と分けまして、具体的に見積もっています。監査計画の策定から始まりまして、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等というこ

とで、26ページですけれども、最後のところに合計の時間数が入っています。総合計では、4541.5時間というふうになっています。

具体的にこういった形で監査時間の見積もりをしていくということが、一般的に今まで行われてなかったということではなく、内部的には行われていたと思いますが、具体的にこういった形で見積もるということを公表したのは今回が初めてだと思います。

それで、監査時間の見積もりにつきましては、今回のこの研究報告の2ページにも書いてある(3)、公認会計士・監査審査会のモニタリングのもとでの監査の質の管理ということで、昨年の2月8日付で公認会計士・監査審査会から「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」というのが出されておまして、そこで「十分な監査時間を確保できていない疑念のある監査業務」云々に続いて、「品質管理レビューの実施上厳正に対処し、必要とされる改善勧告を行う必要がある。」また「監査時間数は一般的な社会的要請、監査会計規範の他レビュー対象会社の事業内容、経営環境及びITの利用を含む内部統制の状況等や監査事務所の体制を反映する。したがって、監査時間数は監査の品質に重要な影響を及ぼす指標であると考えられる。」というふうに書かれておまして、監査人としては、経済社会が求める監査への期待に応えるべく、従来にも増して十分な監査時間を確保し、厳正な監査を行わなければならないという認識に立って、今回の監査時間の見積もりの研究報告は出しています。

今回は、内部統制の監査とか四半期のレビューというものは導入されていないので、中間報告という形で出しております。

以上、簡単ですけれども、ご説明させていただきました。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局及び増田委員からの説明を踏まえまして、委員の皆さんからご意見をちょうだいしたいと存じますが、きょうは、議論の論点が余り拡散するといけませんので、監査人の独立性と地位に関する論点について3つぐらいに分けて議論をさせていただきたいというふうに考えております。

1つの固まりは、(1)の独立性の確保ということでありまして。それから2つ目が監査人の選任・監査報酬の決定などということ、最後にその他ということ、3つのパートに分けて議論するのが効率的な議論を行うのに都合がいいのじゃないかと思っております。

議論に入ります前に、先ほどのご説明にありました現行の制度あるいは増田委員からご説明があった研究報告について、基礎的なご質問のようなものがありましたら、最初にお聞きしておきたいと思います。どうぞ、大崎委員。

○大崎委員 増田先生からご説明をいただいたこの研究報告について、2つお伺いしたいのですが、1つは、この研究報告の結果出てきた時間数というものについて、どういったふうに協会では見ておられるのか。つまり、これはあくまでもモデルを想定してつくられたということでありまして、現状との比較からいってどんなふうに評価しておられるのかということについて教えていただければということでございます。

それからもう1つは、これは余り適切な質問じゃないのかもしれませんが、四半期の開示が入りまして、中間の監査というものがなくなりますと、上期の実証手続ということで今書かれている工程が全部いわばなくなって、かわりにレビューの工程が入ってくるというような理解でよろしいのかどうか、その点について教えていただければと思います。

○関部会長 増田委員どうぞ。

○増田（宏）委員 まず最初の方のご質問ですけれども、今回の監査時間の見積もり上の同一条件で現在の監査時間に比較しますとやはり1.5倍から2倍ぐらいの、平均的には1.7倍ぐらいですか、そういう感じだと思います。そういう意味では、相当時間数は足りない。こういう風に具体的に見積もっていくとまだ不足していると、現状はそのように認識しています。

それから2番目のご質問ですけれども、四半期レビューの制度が入った場合の今の中間監査との関係ですけれども、四半期の財務諸表の作成基準だとか、あるいはレビューの制度自体がどういうふうな形になるかということももちろんあると思いますけれども、現状では中間監査をやめて、四半期レビューだけになっても、時間数としてはそんなに減るというふうなことはないし、むしろ増えるということになるんじゃないかと考えています。その辺についてはまだ具体的にどういった作成基準なりレビュー基準ができるかということにもよってくると思いますけれども、現状の認識としてはそういうふうにご覧しております。

○関部会長 ほかに。

○弥永委員 事務局からご報告いただいた資料の6ページの記述についてちょっとご質問させていただきます。個人の会計士の方々について、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得た場合はこの限りでないと言われている点に関してですけれども、現実にはどれぐらい適用除外は認められているのでしょうか。

○大来企業開示課長補佐 このローテーション・ルール、7年-2年のルールですけれども、平成15年改正ということでまだ7年たっておりませんので、申請という段階にないということでございます。

○関部会長 どうぞ。

○山浦委員 会計士協会の方の見積もりの問題にもう一回戻ってよろしいですか。

実はこの15年ほど、アメリカで行われている実証研究を大学院の学生にサーベイさせているのですね。それで、その中で1つははっきりわかったことは、実証手続よりはその前のリスク評価のレベルでいかに監査時間を投入するか、それが非常に効果的な監査の成果を得ている、こういうことがかなり明らかになってはきておりまして、そういった意味では、ここで見積もりのベースになっているプログラム表ですけれども、まず1つ、これはどういう按配でこれをつくられたのか、その背景が1つ。

それから、今言った新しい今の監査の手法というかアプローチですね、これをかなり反映させたものなのかどうか、その点だけちょっと確認させてください。

○関部会長 増田委員どうぞ。

○増田（宏）委員 まず最初の方のご質問ですけれども、これは先ほどちょっと申し上げたように、平成15年に行った先進5カ国における監査時間の国際比較がございすけれども、その時間は業務内容を分けて、今おっしゃられた固有のリスクの評価だとか、統制リスクに伴う手続だとか、そういった最近の監査の手法にあわせた形で調査を行っています。それに基づいて今回の監査時間についても作業内容を考えて、業務内容ごとに配分をしております。そういう意味では、今先生のおっしゃられた最近の監査手法を踏まえた上で見直しをしているということでございます。

それで、お手元の資料の2の2ページ目（3）の「見積りの結果」というのがあります。それで、監査計画の業務と統制リスクの評価、実証手続、意見形成というふうに分けておりまして、監査時間の配分の比率ですけれども、先生のおっしゃられた実証手続のところの割合が非常に高いですけれども、計画のところと統制リスクの評価を合わせますと、やはり約40%以上になるということで、今の現状を踏まえながらも、こういった形で最近の監査手法に合わせた形で時間の見積もりをしているということでございます。

○関部会長 どうぞ。

○山浦委員 大体アメリカで実証研究されている時間配分はかなり近いかなという気がするのですね。これで2点だけちょっとご質問したいのですけれども、1つは監査人と申しましては、大法人から中小事務所まで、いろいろありまして、正直申しまして中小事務所の監査業務がかなり実証手続の方になお重点が置かれている傾向があるのではないかというふうに私自身は観察しておりまして、その点について会計士協会の方でどのようにご理解なのかということが1つと、それからもう1つは、いわゆるドキュメンテーション、文書としていろんなプロセス

について残していくという、こういう新しい監査基準なり、発端はアメリカのPCAOBの要求なんですけれども、そういうドキュメンテーションについての国際的な流れの中で、この見積もりの中で大体どの程度このドキュメンテーションについて時間が割かれているのか、その2点だけ、差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

○増田（宏）委員 今山浦先生の方からお話のあったとおり、現状は監査時間の絶対的な不足ということもありまして、中小法人、個人事務所に限らず、大法人においても実証手続という直接証拠を見るという方に時間が余計かけられています。それが実情だということで、会計士協会も認識しています。

次のドキュメンテーションの話ですけれども、これも今回の見積もりにおいては相当程度加味しておりまして、先ほどちょっとお話しましたけれども、公認会計士・監査審査会による指摘もございまして、文書化の程度が非常に遅れている。これは最初申し上げたように、監査時間の絶対的不足ということも大きな原因なんですけれども、監査の実務指針上でも文書化についてやはりもっと時間をかけなければいけないということで、それにも意を用いまして今回の見積もりをしているということでございます。

○関部会長 それでは、まだ監査時間等に関するご質問があるかと思いますが、適宜ご質問いただくということにして、早速論点に入りたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、3つぐらいのブロックに分けてということですが、最初に独立性の確保ということで、4ページから7ページ、監査人の選任・監査報酬の決定等まで、独立性規定の整備のところまで、まずご議論いただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

○八木委員 それでは5ページのiから4点だけ簡単にご意見を申し上げます。まずローテーションの期間について出ておりますけれども、上場会社の監査における主任会計士に係るJICPAの自主ルールでございまして、この継続監査5年、インターバル5年というのは、インターバルの5年がかなり長いなという感じは持つのですが、これがもし各法人の中でうまく機能するというのであれば、法定化することに大きな問題はないというふうに考えます。

ただ、自主ルールでは4大法人を対象としておられますけれども、法定する場合の要件について、上場会社の監査人という切り口とするのかどうか。当該主任会計士が例えば監査を行う非上場の子会社等については対象外とするのかどうかとか、あるいは上場会社同士、このグループの中で合併した場合にはどうかとか、そういった周辺問題がいろいろ出てくるので、そこまで考えなければいかぬなど、こういうふうに感じます。

それから、次は新規公開企業の取扱いというのがiiでございまして、5年間の期間の

中で公開のための準備その他で1～2年短くなってしまうのはどうかということですが、これは実害はないと思うので、短縮されてもやむを得ないのじゃないかというふうに考えております。この場合も、子会社等についてどういうふうに対処するかということも考えていかなければいけない問題だと思っております。

それから、法人の交代制、iiiでございますけれども、これは6月にもこの席で申し上げたのですが、制度として法人をかえることを強制するということには反対でございます。私どもの会社は監査法人の再編に突然巻き込まれて、この2年間非常に苦勞しました。その間、引継ぎの事務コスト発生や効率の低下がございました。そういうことですので、これは極めて慎重にお考えいただきたいというふうに思いますし、また、交代する監査法人の数も、我が国においては非常に制約されるのでますます困難であると考えているわけです。

それから、最後でございますが、これは6ページから7ページに入っている独立性に関するその他のルールということで、関与社員の退職後の就任先の規則についてでございますが、親会社とか、それから上場子会社までは、これは制約されて意味があると思っておりますけれども、すべての子会社、非上場のようなそういうところまで広げるかどうか、この辺はちょっと検討していく必要があると思っております。

それから、JICPAの倫理規則における報酬の問題が7ページに出ておりますけれども、これはむしろ現状、運用実態はいかがでしょうかということを確認したいと思っております。もしこの自主ルールが徹底しているのであれば、あえて法で縛る必要はないと考えます。

以上でございます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいろいろご意見あると思っておりますが。澤田委員どうぞ。

○澤田委員 澤田でございます。

今、八木委員がおっしゃったことに相当程度関係しますが。

まず、独立性に関連して、監査人に関する独立性の規制ということですが、これにつきましては、公認会計士の立場からしますと、特定の被監査会社の監査人となるための、公認会計士、監査法人に対する実質的な資格制限を行うという意味を持っていると、そんな感じがいたします。いろんな社会的背景の中で、独立性の強化が提案されていますが、その持つ意味とその実質的な効果や影響度というのをよくご検討願いたいというのがまず1つです。

それと、ここでも述べられていますように、独立性の規制については2つございます。いわゆる「特定の利害関係に基づく業務の禁止」、これは従来からずっとあったものです。それと、

前回の公認会計士法の改正によって、「大会社等に対する業務制限」というのが出てきました。この大会社等における規制として、現行の7年-2年のローテーションが定められていますが、ここでは主任会計士に対して5年-5年の提案がされているわけです。しかし、現在まだ改正公認会計士法で求められた7年-2年のローテーション自体がまだ一巡もしていません。なおかつ、上場会社の85%の監査を受け持ついわゆる4つとっていいのでしょうか5つとっていいのでしょうか、大監査法人では、協会の自主規律に従いもう既に対応済みであるという事実があります。

それと我々協会の方では、社会的なそういう影響も受けた中で、本年12月に臨時総会を開催して、上場会社の監査事務所部会を設置し、そこへの登録制度を導入する準備を進めております。それらのこともありまして、既にそれ以外の中堅の監査法人においても、この5年-5年の導入ができるかどうかという検討に入っておられるところがありますし、もっと規模の小さい中小の場合は、正直言いまして7年-2年でも相当厳しいところがあり、これに対応するために合併の検討に入っているという事実ももう現実に出ております。

したがいまして、これらの現実と実際の効果とかを是非きっちりと確認していただきたい、それを飛び越した中での議論はちょっと。アメリカの基準というのは何か国際基準と言われてはいますけれども、ある意味でいいますと、アメリカと英国が突出した形になっておりますので、まず7年-2年の法的大枠をベースにした中で、協会の自主規制を尊重していただき、その結果をよくご判断願いたいと思います。

これと関連しまして、新規公開会社に係るローテーションについてですけれども、このローテーションについては大会社等に対する規制の中に定められているわけです。そうしますと、現行ではいわゆる株式公開前の企業は大会社等に該当しないのですが、ここでの提案は、ローテーションに関してだけ新規公開会社にして、特別な取扱いをしようとしているのか、大会社等の範囲を広めようとしているのか、これがちょっとよく判らない。

それと、現実的な問題からいいますと、この場では非常に大規模な会社の議論が進められているわけですが、公開前の小規模な企業に対して、監査と公開支援業務をもし並行して行えないということになりますと、公開準備期間は確実に2年、3年は延びるということになります。このような社会的な影響を全く無視してよいのかということもあります。

さらに、八木委員の方からは述べられませんでしたけれども、適用除外という側面があります。大会社等に対する規制は、大会社等は事業規模、それから利害関係者の広がりなど、社会的な影響が非常に広範に及ぶものであるということで、従来からあった特定の利害関係に基づ

く業務制限に加えて、外観的な独立性を強化する目的で導入されたわけです。

ただ、大会社等のこのリストアップの内容を見ていただければいいのですが、この中にはいわゆる非上場の証券取引法監査対象会社が含まれています。これは多分、内容を見ていただいたら判ると思うのですが、明らかに社会的な影響に比べ加重な規制が課されているのではという認識を持っております。

といいますのは、特にこの対象会社の中には、よく、ゴルフ場が倒産して預かり金を資本金に振り替えた、いわゆるD E Sをやったということで、株主が急激に増え証取法監査の対象になり、大会社等に該当してくるというようなケースがあります。非上場の証取法監査対象会社の多くは、非常に規模が小さくて地場産業が多く、利害関係者も非常に固定されていますので、これらは大会社等の制限になじむのか、社会的コストの面からいうと、社会的なニーズとはマッチしていないのではないかと、そのように考えます。

それと、先ほど、個人の公認会計士に関するローテーションの免除について質問がありましたが、そこでご説明ありましたように、法定のローテーション期間が到来しておりませんので、その結果はわかりませんが、多分現実的にはこの規定を適用されることはほとんどないであろうと私は認識しています。現実的にも個人の先生で期限が到来すれば、もう監査業務から撤退するという会員が相当おられるようです。

それに引きかえ、いわゆる監査法人であればその規模に全く係わりなく、免除規定はありません。我々としましては、少なくとも監査事務所の育成を図るという側面からは、小規模な監査法人に対する一定の、米国のS O X法に準じた免除を認めていただけないかという認識を持っております。当然これらの除外措置に対しては、協会としては少なくとも3年に1回、確実に全個別の監査業務について品質管理レビューを実施する予定でおります。なおかつ、それについてはフォローアップレビューというのがありますので、実質的には3年に2回、品質管理レビューに赴かしていただくということになりますので、ぜひご検討願えればと思います。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございました。

新規公開企業の取扱いについて事務局の方から。

○池田企業開示課長 新規公開のところについては、ここで書いていますのはあくまでローテーションの期間をはかるときに、7年-2年なり5年-5年なりというものを、その公開前に一定の業務があることを前提に短縮することをどう考えるかということなので、ご指摘のように大会社の範囲自体を広げようという話ではないということです。

○関部会長 大崎委員どうぞ。

○大崎委員 この新規公開企業の取扱いについて一言申し上げたいのですが、公開実務の現場では、やはり会計士の方に公開前に監査も含めていろいろな点でご相談をして関与してもらうということが一般的でありまして、その場合、関与される会計士の方としては、公開後、言ってみればいいクライアントとして成長してくれるということに対する期待もあって、例えば費用の点なんかでいろんな配慮をしてくれていて、それが企業の公開を促進する効果を持っているということがあるという事実もございますので、確かに公開前から関与していて、公開してから7年だということになると、全部で10年ぐらいになってしまうというようなご指摘だと思いますけれども、それはわからなくもないのですけれども、その辺、公開の促進というようなことに悪影響を与えないかという観点で考えることも大事じゃないかなと思う次第です。

○関部会長 わかりました。

根本委員どうぞ。

○根本委員 ローテーション期間なんですが、投資家の立場から申し上げますと、現状、自主規制ルールが存在する5年-5年という期間がやはりより望ましいというか、安心感は増すというふうには言えるかと思えますし、特に海外の投資家の目から見ればそういうふうにいると思います。

ちなみに、ルールの制定というのは国の事情もいろいろあると思うのですけれども、我々一応グローバルな格付をしておきまして、ガバナンスの評価というものもその基準として公開もしているのですけれども、そのグローバルな基準というところから見て、主任会計士が5年以上携わってられる、あるいは同じ監査法人が10年以上であるというような場合は、それイコール問題ではないのですけれども、ガバナンス上かなり慎重に見るとというようなチェック対象にはなってくるというような基準がございますので、ご参考までに申し上げます。

○関部会長 ありがとうございます。

ほかに。久保田さんどうぞ。

○久保田委員 このローテーション・ルールにつきまして、従前より、企業不祥事以来自民党でも大分議論して、その後こういう形で決まって、会計士協会の方も大分迅速に対応して5年-5年というようなことをしてきたと思えますが、その中で法人の交代制というのも従来から議論があったところがございますけれども、これは八木委員の方からもお話ありましたように、実務の対応という意味で、法人が交代すると非常に手間ひまかかるということと、その効果も含めて疑義があるということもあります。特に国際的な企業にとっては非常に大変だとい

うこともありますので、この法人の交代制については反対ということをし述べたいというふうに思います。

○関部会長 上柳委員どうぞ。

○上柳委員 上柳です。

今の法人の交代制のところについて一言だけ。ほかの論点は大勢の意見でそうかなというように思うのですが、どうも多分少数説なのかもわかりませんが、私は法人の交代制というのは一理あるといいますか、世界の大勢なりあるいは実務的に大変だということを考えても、考慮に値する制度ではないかというふうに思っております。

主任会計士さんを交代させるということの趣旨をきっちり考えれば、やはりこの監査法人自体の交代制に行き着くのではないかと理論的に考えることと、それから実務的なことについては、引継ぎそのほかもあって、全部引き継ぐとまた交代の意味はないのかもわかりませんが、対処は可能なのではないかと。むしろこういうことで、日本の場合、これは少し余計なことかも知れませんが、もう少しゆるい一番大きなレベルの監査法人ではなくて、その次のレベルの監査法人の方が育ってくることも期待することも含めて、こういう制度を採用するというのは考慮に値するのではないかとというふうに個人的には考えています。つけ加えさせていただきます。

以上です。

○関部会長 よろしゅうございますか。それでは、まだご意見はあろうかと思いますが、戻っていただくことありということで、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、監査人の選任・監査報酬の決定等ということで、7ページから9ページのその他の上のところまでのブロックについていろいろご意見を賜りたいと思います。どなたからでもどうぞ。それでは八田先生どうぞ。

○八田委員 実は、最初の方の独立性の議論とこの2番目の報酬・選任というのは私は全くもってリンクしていると思っているのです。どちらでお話すべきかと思ったのですが、2番目に移りましたので、冒頭お話をさせていただきますけれども、きょうのテーマが監査人の独立性と地位の強化ということは、問題意識としては、より監査人の独立性を強化しなければならないだろう、と同時に、監査人の地位もしかるべく強化を図らなければいけないという意識が多分あってこういう議論になっていると思うのですね。

それで、現行の制度との比較の中で、改善すべき点あるいは検討すべき点があると思うのですが、独立性の議論を進めていくときに一番のコアの中核的な議論というのは、外部公

認会計士・監査法人と企業のいわゆる最高経営責任者である執行の責任者との間に、いわゆる馴れ合いとか癒着があると独立性がゆがめられてしまう、多分そういう議論だと思うのですね。そのために形式的に、例えばその間を強制的に断絶させるように7年とか5年、冷却期間を持たせるとか、あるいは法人そのものを取り替えちゃう、こういう粗い議論が私はあると思うのですが、以下、3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、監査人のローテーションにつき、7年-2年か、5年-5年かというのは、これは前の公認会計士法の改正のときも侃々諤々議論になったわけですが、米国が当初SEC基準で7年-2年だったものが、その後エンロンのような問題が起きてしまったので、5年-5年というふうに変更になったということです。しかし、そのとき私もほかで発言する機会があったのですが、このローテーションがなぜ6年とか4年じゃないのかと。要するにこれ、基本的には数字合わせの議論なんですね。米国のようにクリスチャンの世界は7という数字が非常に意味があるので、当初7年を使って、そして次に5年だということで、なぜ5年なのかという論拠はどこにも示されていないわけです。じゃ短ければ短い方がいいのならば、なぜ3年じゃないのかと。

ですから私は、当時、実はもう7年という議論が日本で自主規制で起きてきて、そして今回は、法の中では7年だけれども、5年後に見直すというような附帯条項があったようだけれども、総意が5年という方向に向かうならば、それはそれで一向に構わないと思います。ただ、それを踏まえて監査法人の交代というのは、これは米国の場合にも、ご案内のように会計検査院の調査結果と、私ども日本監査研究学会で行った調査結果報告書を、つい最近出しましたけれども、ほぼ同じような回答が出ていまして、結局、いずれが良いのか結論が出ない状況なんですね。基本的に、今申し上げたように経営の執行との癒着を断ち切るということのためには、監査人の地位並びに報酬とか、すべての役割について執行との間を断ち切れればいい、それが2番目のこの選任と報酬の問題になるということで、全く同じ問題意識を米国の当局も持っているということがいえます。そのため、企業改革法の中で、監査委員会の役割、権限というものを完全に見直して、外部監査担当の会計事務所に対しては選任、契約締結、報酬決定および監査報告書の受領まで、すべて業務執行の人たちの手を離させて、監査委員会が全部担当することになったのです。彼らが監視しているならば、7年だろうが5年だろうが、ちゃんと独立的なものであるかどうかということ、彼らがちゃんと監視して、役割と責任をちゃんと負ってくれているならば、そのことの方が重要ではないか。そこでアメリカも、このローテーションの問題、法人自体のローテーションという議論もあったわけですが、それについて、少

し時間をかけて見届ける必要があるだろうということがいわれているという点が2つ目の点です。

したがって、3つ目の点ですけれども、結局、監査委員会というか監査役に対して、この外部監査の独立性保持に関して明確にここで役割を負わせるべきじゃないかというのが私の意見です。ただ現実問題は、監査役さんになっている方、あるいは監査委員会で社外の取締役ならばちょっと話が違いますが、私が感覚的に思っているのは、やはり監査役さんの中には執行の立場の人たちの影響をたぶんに受けているということがあって、本当に独立なのかどうかという疑念もあるため、やはり監査役さんの責任の強化、外部監査との関係において、それを証券取引法レベルだけでもいいですから、明確にすべきではないかと思います。単に同意とか提案ではなくて、決定権をもって、その裏返しとしてしかるべき責任も持ってもらって、社会的に大きな役割を担ってもらいたい、こういうふうに思っています。

○関部会長 ほかに。どうぞ。

○原委員 原です。

八田さんと同様な意見を持っております。私もこの部会は大変おもしろいものですから、外部の方と色々な場面でお話をさせていただいたりしているのですが、もちろん監査法人のあり方というところの検討もなのだけれども、社会全体で見たときには、やはり監査役の存在ですね。ここでは監査委員会、監査役会というような表現で使われていますけれども、この権限というのでしょうか、この責任というものの強化とか明確化というのがもう一方で図られるべきではないかというようなご意見をおっしゃる方が何人もいらっしゃって、私もそのように思っております。

それで、監査法人とそれから執行役の馴れ合いのところの問題というふうに八田先生おっしゃられましたけれども、そこのところを少し断ち切るような形で、実際に監査をしたものについて執行役が署名をすとか責任を取るとかいう話もしたりいたしましたけれども、やはりこの監査役、今は何となく役職の中でも閑職のような感じになっていて、もしもそういう当事者の方がいらっしゃると大変恐縮なんですけれども、ともかくどこか企業をリタイアなさった方が監査役の形でおさまっていらっしゃるようなことも、まあお目付け役というポジションではありますけれども、その割には権限の明確化とか、責任が余り明確になってないということをお思っておりますので、ぜひここは強化をしていただきたいというふうに思います。

それから、この書きぶりを見ていて、ちょっと2つなんですけど、監査時間の見積りのお話、ご紹介があったのですが、監査報酬を見ると、前回もお話しましたがけれども、国立大学という、

似たような監査に入る主体であっても、ものすごく報酬に差があるということですよ。なぜこういう差が生じるのかということなんですが、実際に監査に入られる方は、根拠としてやはり監査時間というのを置かれていると思うのですけれども、私が今環境監査の方ですとか、それから自動車保険について、自動車の事故の修理時間の見積もりとか、このあたりで時間の見積もりの話にちょっとかかわっているのですが、どちらもやはりすごくばらつきがあって、それは対象の相手だけではなくて、ご本人の技量というのでしょうか、技術力というのでしょうか、そういうようなあたりもありまして、ここはかなり精査をしていただかないと、何が適切な監査報酬かということにたどり着かないというふうに思いますので、開示をすればオーケーということではなくて、その開示をされたものが妥当かどうかということが見られるような仕組みということを講じていただきたいと思います。

それから、8ページが一番下のところに、監査報酬の開示のことで、ダンピングの発生を懸念する指摘があるというふうに書かれているのですが、ここも今私が話したところとかかわっていて、適切な監査がされている、これだけの監査時間がなされているということで、そこで競争が起こる、競争によって価格が下がっていく、監査報酬が下がっていくということは、これは望ましいことであるので、何も根拠がないから、ただやみくもにダンピングをして、結局は監査の質を下げることがあってはならないというふうに思いますので、そういった仕組みづくりのところもぜひ丁寧にさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 関部会長 ありがとうございます。

私は原さんがおっしゃる当事者なものですから、（笑）部会長という立場を離れてもう少し皆様のご意見を伺ってから私の個人的な意見は少し申し上げたいと思いますけれども、どなたか。伊藤委員どうぞ。

○ 伊藤委員 最初にお断りしておかないといけないのですが、私は今現役を外れまして、顧問というフリーな立場でお話をさせていただきたい。もともと私はCFO10年間最後は副社長をやっているまして、それから今、原さんから話のあった監査役を2年やりまして、今フリーの立場なんで、そういう点では少し自由に話をさせていただきたい。

結論から申し上げますと、先ほど八田先生がおっしゃった意見に私は全く賛成でありまして、そういう点では各論においても賛成です。

まず最初は、ローテーションに関し、一言確認だけをさせていただきたい。後からお答えいただければいいのですが、前回法改正のときもいろいろ議論をいたしまして、5年で決まったと

ころが最後に7年になったということですが、そのときには新規7年という形で法律が形成されているので、累計で見ると十何年という会計士がたくさんいて、特に問題会社はほとんどそうだったと思います。それで今回ですが、自主ルールを今協会で作っておられますけれども、とにかくそういう長い方はいなくなって、やる場合は必ず新規じゃなくて累計も5年を超えている方は全部なくするのですねということをまず確認をしておきたい。これは企業によって違うのですが、少なくとも大企業と申しますか、上場企業はそういう方法で行くのかどうかというのが1点目であります。

それから2点目の独立性の問題に関しては、私はやはり執行部隊から選任と報酬の決定権をはずさないといけないと思います。即ち社外の目を入れないといけない。そうしますと、今の日本のコーポレート・ガバナンスにおいては、委員会等設置会社のところは社外の方が入っておりますが、通常の監査役設置会社の場合には、監査役に制度上外部の目が少なくとも半分は入ることになっていますから、そういった意味ではやはり監査役にこの決定権を与えるべきではないでしょうか。選任及び報酬に関する同意権というのが現行付与されておりますけれども、その選任について決定権まで与える。それから報酬に関しても、同意権という形でせつかく法律ができたのでございますが、もう一度ご検討いただけないかというところであります。

それからいわゆる監査ファームの交代制に関しては、私は、最初ファームの交代を検討してはどうかという意見も持っていた者でございますけれども、その後のいろいろな国内外の調査とかお話等をお伺いしまして、やはり現実的に無理じゃないかと思に至りました。前回の審議会では企業としては私はどなたが来ていただいてもいいと申し上げましたし、監査ファームが変わったところで、弊社の場合考えてみて、おおきなトラブルはないのではないかと思います。しかし、そうではない企業もたくさんあるし、ここはやはり慎重にやるべきじゃないかというふうに思います。

そういう点で、私の言いたいのは、やはり現時点においては監査役しかガバナンスを守る者はいないという形が現状であります。原さんからいろいろご指摘がございましたけれども、これは企業における監査役の選任のあり方も問題がありまして、現在役員人事の一環で監査役は選ばれている。また、監査役の報酬に関しても、全部経営トップが決めているというような中で監査役の非常に限られた実質的権限を發揮しがたい位置づけになっておりますが、最近の社外監査役を見ますと、大変地位の高い人とか、あるいは有識者の中でも立派な人が出ていますが、それに合わせて、社内からの監査役も代表取締役経験者クラスが選ばれているような形にもなってきていますので、ここは企業のやはり良識に任せていく、そして資本市場がその評価

を後押ししていただくというようなことで順次変わってくるのではないかと私は思っております。

以上でございます。

○関部会長 八木さんどうぞ。

○八木委員 3点申し上げたいと思いますが、監査人の選任について、7ページの下からですが、現行の選任同意権や請求権でなくて、選任議案の決定権を監査役会等に付与すべきとするのはやはり若干時期尚早の感がございます。

それは、会社法上、会計監査人を監査役がオーバーサイトするということになってはいますが、会計監査にまつわる監査人との実務は会社の執行部隊が行っている側面もございます。監査役会はこれらを踏まえて会計監査の相当性を評価します。こういう流れですから、決定権を付与することも合理的に見えるのでございますけれども、ただ現実には、日本企業の場合は、親会社がワールドワイドの子会社を含めてひとつの監査契約を結ぶという実務は行われてないと思います。例えば、米国企業の場合ですと、経済的単一体説を地でいくような、親会社の本社がまとめて契約を1本結んで、あとは監査時間その他の負担を必要に応じて分けるということもあり得ると思うのですが、我が国の場合にはそれは現実的ではありません。したがって、国内外の子会社の監査人については決定権が及ばないというのであれば、結局ルールを決めても実効は上がらず、監査実務に混乱を生じかねません。また、監査役会、あるいは監査委員会の実態は、こういう細かい実務を行うことは実情にそぐわない面があるというふうに認識しております。

その次に、監査報酬の決定方法です。これは先ほど増田さんのご説明があった監査時間の論文とも関係するのですが、企業側から見たときに、企業の内部統制整備状況のレベル、つまりそういう面でのいい会社、そうでない会社、そういったレベルが反映されるべきではないかということを、これは前に8月に研報が出たときから感じております。只今紹介された研報の中では監査効率の向上策として補助者の手持ち時間の削減はじめ、やや事務的な面は4項目書いてあるのですが、企業のレベルが向上することによって、こういった監査時間が減る効果というのは、先ほどのリスク・アプローチの目的と相通ずるものがあるし、また企業側としても努力した企業が報われるという側面もあるし、そういった面がないと、現実味がなくなってくるおそれもあると思います。この辺はぜひ追加するよう、一考をお願いしたいと思っております。

それから次に監査報酬の開示についてですが、そういった背景がありますので、監査報酬の決定方針を述べよと言われても、グループを挙げて全部でこうだと一律に述べるのは非常に難

しい面があります。あとまた、連結ベース、単体ベースの区分も実際は非常に困難であります。そういったことから、現状の開示のレベルで格別問題はないのじゃないですかというふうに思います。

それから監査人によるディスクロージャーでございますけれども、たとえば法人内部における監査報酬の振り分けの方針など、大変関心はありますけれども、これを公開することがふさわしいかどうかというようなことについて、私には積極的な意見はございません。海外でもここまでの開示ルールはないと思っております。まずはむしろ、前回は申し上げましたが、B/SとかP/Lとか、そういったものを含めたディスクロージャーを充実していただければいいなど、こういうふうに感じております。

以上です。

○関部会長 それでは、向こう側の増田委員、その後、公認会計士の増田委員からご意見をいただきます。

○増田（雅）委員 ありがとうございます。

私も先刻、八田先生を初めとおっしゃられている企業の経営陣とそれから監査人、それから監査役もしくは監査委員の関係をもう一回見直さなければいけないという意見には全く同感であります。

先日、例のカネボウの粉飾決算事件をめぐって、旧中央青山監査法人に属していた3人の元公認会計士に対する東京地裁の判決が出されたわけですが、有罪判決で、その判決の中でも、独立して社外から会計監査を行う建前になっていながら、会社から監査を委嘱され、監査報酬も支払われる制度は、会社と監査法人との間に不正な関係が生じる土壌があったと言えなくもないというふうに、現行の監査制度の中に会計士と企業の癒着を生む土壌があるのじゃないかということが厳しく指摘されているわけですね。司法の場で、地裁段階ではありますけれども、こういうことが言われた以上、行政としては今回のこの制度改正の中できちんと対応しなければいけないのだろう。

その中心になるのがやはり監査人の選任であるとか報酬の決定であるとか、それをいかに経営陣から切り離すかというところだと思います。ですから、皆さんおっしゃられているように、八木さんおっしゃられるようにいろいろ実務上難しい面もあるのかもしれませんが、監査役であるとか委員会等設置会社の場合はその委員会であるとか、そちらに請求権、同意権でなくて決定権を持って行ってやらせるようにした方がよろしいのじゃないかというふうに考えます。

それから、同じような観点から、そういう癒着しているのじゃないかというような疑いを受けないようにするためには、先ほどのブロックの話になりますけれども、公認会計士法、独立性を求める規定が今のところ存在しないので、そういうのを規定してはどうかという問題提起がありましたけれども、それもできればやった方がいいでしょうし、それからローテーション・ルール、5年-5年の協会の自主規制、これを法定化することも、できれば法律で示した方がいいのではないかというふうに考えます。

○増田（宏）委員 それでは、先ほどいろいろご意見、ご質問のあった点をちょっとまとめてご説明させていただきたいと思います。

まず、きょうの資料1-2の3ページに、先ほど根本委員からローテーションのグローバルな基準はどうなんだろうかというお話がありました。それについて3ページに、継続可能な監査関与期間、ローテーションの話も書いてありますけれども、これは1つの検討の材料になると思います。EUでは7年継続関与、2年インターバルというのが一応第8次指令で出ています。国際的に見ると、英米は主任会計士は5年継続関与、5年インターバルといなっています。

これについて、会計士協会においては、既にことしの3月までに、改正公認会計士法により平成16年の4月以降に7年-2年というものを適用すればいいということになっていたのですが、さかのぼって適用しまして、既に7年以上継続関与している監査人というのは大法人においては少ない。大法人は、大体85%ぐらいの上場会社を監査していますので、そういう意味ではこれについては既に7年以上継続関与している関与者は少ない。主任会計士につきましては5年継続関与、5年インターバルの適用、今まで関与している分を差し引きまして、平成18年4月以降適用するというふうに制度を改めています。

それからもう1つ、監査報酬の話の中で、監査役に、あるいは監査委員会に、監査人の選・解任の決定権限、報酬の決定権限を与えたらどうかということなんですが、これは会計士協会は無条件賛成していますけれども、国際的な証券監督者機構でありますIOSCOで、監査人の独立性に関する2002年の原則というのがあります。ここでは明確に、独立した取締役、監査役の採用を法定化して、外部監査人の選定、指名プロセス及び監査の遂行を監督する、監査報酬も決めるべきであるということをはっきり述べています。だからそういう意味では、今の状況は制度的には不足している、同意権限だけでは不足しているということが言えると思います。

それから、八木委員の方からお話がありましたけれども、監査報酬というのは、監査のリスクと表裏一体の関係にあります。監査リスクというのは事業の規模だとか事業内容だとか、経営者の誠実性だとか、企業ガバナンス、これは内部統制を含んでいますけれども、その整

備状況等、さまざまな要因がありまして、それに依存している。個々の会社ごとに評価する以外に方法はないわけで、監査人以外の第三者がそういった点を、監査リスクを評価して報酬を決定するというのは非常に難しいのではないかというふうに考えています。

こういう監査報酬を含む監査契約の決定主体及び支払方法については、投資家の利益のために活動する企業統治機関としての監査役会又は監査委員会が監査人との間で監査契約を締結するというのが一番望ましいのではないか。やはり今の経営執行する側、監査を受ける側が、監査する側の報酬や選任、解任の決定権を持っている、こういうことなんで、理屈で考えても非常に制度的に不備があるのではないかというふうに考えています。もちろん現状は八木委員のおっしゃられるように、監査役さんの任命等の状況というのもありますし、その辺の実情を加味する必要はありますけれども、こういう証券監督者機構という世界的な規制機関の合意であるグローバルな基準で考えても、その点が明言されているわけですから、その辺のご理解をぜひいただきたいなと思っています。

○関部会長 それでは、金融担当副大臣あるいは金融担当大臣政務官がいらっしゃいましたので、一たん議事をちょっと打ち切りまして、ご挨拶をいただきたいと思います。

まずは渡辺副大臣よりお願いいたします。

○渡辺副大臣 このたび副大臣を仰せつかりました渡辺喜美でございます。

自民党の仕組みといたしまして、大体当選4回組が副大臣をやる仕切りになっております。希望届というのを書くわけでございまして、実は私、全く希望しておりませんでした。（笑）そういうことだったものですから、突然、出会い頭にこの話が来ましたときには、よっぽどお断りをしようかなと思ったのですが、次、回ってくる保証もないものですからお引受をってしまった次第でございます。（笑）

自民党にいた時代に、企業会計小委員会というものをやっております、きょうご出席の委員の先生方にも随分ご足労いただいたりして、大変恐縮でございました。そこで割と突っ込んだ話もやらせていただきました。私の前任の小委員長だった塩崎恭久先生がまとめられたレポートもございます。この間官房長官に会いまして、きちんと塩崎ペーパーを実現しろとは言われませんでしたけれども（笑）こういうものも出ております。ぜひ審議会の先生方のご意見をまとめていただく中で、私ども、副大臣とか大臣政務官というのは新しい官邸主導型の体制では、政府と与党のリエゾンオフィサーである、そういう位置づけもございますので、そういう役回りであることもご承知置きをいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、田村大臣政務官よりご挨拶をお願いいたします。

○田村政務官 皆さん、どうもおはようございます。大臣政務官に就任いたしました参議院議員の田村耕太郎です。

私は、渡辺先生とは違いまして、本当に熱望してこのポジションを（笑）なれるかなと思っただのですが、本当にらせていただいて感謝の気持ちでいっぱい、張り切っております。

皆様には、渡辺副大臣が委員長を務められたころの小委員会で大変お世話になった方々が多くて、これからもいろいろ勉強させていただきたいと思います。

私も、日本のこれからの人口減少社会を考えますと、物づくりだけではだめで、やはり金融大国になっていかなければいけないという問題意識を勝手に持ってございまして、その中で投資市場が果たす役割というのは非常に大切だと思っています。残念ながら今の投資市場を見ますと、付和雷同型、言ってしまうと情報の非対称性で、力の強い者が引っ張って行って、その人たちが一方的に利得を上げているような側面がまだまだあると思うのです。ですから皆様には、ぜひその情報の非対称性、特に個人投資家を保護するために、正しい情報をしっかり企業から流していけるような体制、一番の問題は、よく言われていますインセンティブのねじれだと思うのです。お客さんから報酬をいただきながらお客さんを監査する、ここをいかに変えていくか。社内監査役の役割、選任の仕方を変えていくですとか、リスク、リターンをあわせるために監査報酬も見直していくですとか、解任されたときの監査法人の意見表明の仕方をやりやすくするですとか、いろんなやり方はあると思いますが、しっかりと皆様のご指導を賜って、私も全くの微力ではありますが、渡辺副大臣のご指導もいただきながら頑張りたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

○関部会長 どうもありがとうございました。副大臣及び政務官から大変力強いお話がございましたので、大変心強く思っております。

それでは議事に戻らせていただきたいと思います。

引き続き、監査人の選任・監査報酬の決定等についてご意見をいただきたいと思います。
大崎さんどうぞ。

○大崎委員 今までご発言された方が触れておられなかったポイントについて一言申し上げたいのですが、資料の８ページの監査報酬の開示のすぐ上に出ております証券取引所が徴求し、報酬を支払うというようなのはどうかということについてでございますが、私、現在の監査報酬の決定方法を前提に考えれば、少し証券取引所のようなものが関与を強めるべきではないか

というのを、この部会が再開されたときの冒頭でも申し上げたと思うのですけれども、逆に、今回いろいろここに書かれておりますような監査役会あるいは監査役あるいは監査委員会に報酬決定権限を与えるというような、全く新しい仕組みへ移るのであれば、あえて証券取引所が大きな役割を果たす必要はないのかなというふうに思っております。

ただ、証券取引所が何らかの集計とか情報開示のようなことをやってくださると、例えば会社の規模別に見た監査報酬がどのぐらいのところへ分布しておるかとか、あるいは過去何年間のうちにどういった推移をたどっているのかというようなことを証券取引所で集計・開示をしていただくと、投資家がそれぞれの会社がどうなっているかを判断する上でも、全体の状況を判断する上でも重要であろうと思いますので、やっていただけるといいのかなと思っております。

それとも絡むことなんですが、監査報酬の開示ということについては、やはり非常に重要だというふうに思っております。全体の平均的なものが集計されても個々の会社はわからないのでは投資家としては判断のしようがないわけですから、ぜひそういう集計作業を取引所でやる一方、個別の会社については現在以上に詳細な開示をしていただいて、投資家が自分の投資している会社の監査が厳正に行われているのであろうというような信頼を持てるような、そういう仕組みにしていきたいというふうに思います。

○関部会長 ありがとうございます。

では弥永先生どうぞ。

○弥永委員 これまで指摘されていない点なのですけれども、資料の7ページからは、会社法における制度の記述がされているのですけれども、現在のところ、証券取引法上は選任も解任も報酬も、全くふれられていないわけでありまして、つまり証券取引法上は、会社の経営者が一方的に決定しても問題ないという、こういう仕組みになっているわけです。本当は、むしろ証券取引所に上場しているような会社などについてこそ、監査人の独立性とか監査報酬を確保する必要が大きいので、ぜひ最後におまとめいただくときには、証券取引法上の監査人の報酬あるいは選任、解任についてという話も含めて、明示的に含めて議論していただいた方がよいのではないかと思います。

○山浦委員 先ほどからのご議論の中で、今の弥永先生の証券取引法こそもっと市場を守るためのいろんな仕組みを考えるべきだ、適当な措置を講ずべきだという、大賛成でございまして、ぜひともこれは、今の技術法的な証券取引法の仕組みをもう一步踏み込んで、例えばガバナンスの問題とか、そういったものに踏み込んで規定してもらいたいと思っております。それは

大賛成です。

それで1点、若干議論が先ほどコーポレート・ガバナンスの話になってきたのですが、今の会社法の規定では、会計監査人が何か問題点を見つけた場合には監査役に報告する、こういう仕組みになって、ただ、何度もこちらの方では各委員の方からご指摘あるように、日本の伝統的なガバナンスの中では、なかなか経営の執行と監視というのが独立されない、独立していない会社が多い。そうなりますと、例えば会計監査人あるいは証取法の監査人が何か問題を見つけたとき、不正でありあるいは粉飾であり、見つけたときに、一方的に監査人の方に責任を押しつけるような仕組みになっていないかということをご指摘したいと思っています。

例えば、アメリカとかイギリス、あるいはフランスもそうですね。それからドイツも今検討しているのですが、通報システムとか、何かの形で会計監査人が自分で問題を抱えて、例えば退任をするとか、そういったことで問題を潜在化させるのではなくて、むしろ顕在化させるような仕組みにすれば、この不正等、粉飾等はなくなっていくのじゃないか。そうしますと、このペーパーの最後の方に書いてあります、ちょっと先走って恐縮なんですけど、10ページ、11ページあたりのこういった行政との連携、あるいは今PCAOBという、日本に審査会がありますので、こういったところとの情報交換なり、いろんな関係プレーで、会計監査人の一方的なリスクをもっと共有して、ガバナンスの仕組みにしても、あるいはディスクロージャーの透明性にしても、高めていくことができるのじゃないか、こう思っております。

○関部会長 ありがとうございます。

根本委員どうぞ。

○根本委員 8ページの監査報酬開示について一言だけ申し上げたいのですが、私が見ているのは金融機関なので、ほかに違う例があったら申しわけないのですが、全般に企業統治に関するディスクロージャーが海外の金融機関に比べて日本は少ないと思います。報酬の開示も非常に簡単というか、2行しかないというシンプルな状況なんですけど、例えばアメリカのSEC基準で開示している日本の会社では1ページぐらい割いたりしてしまっていて、情報としてはちょっと日本は不足なのかなという気はしています。

この情報を投資家、アナリストがどう使うかといいますと、非常に過大な場合は注意をするというのと、あと非常に少ない場合は、やはりちゃんとしっかりと見てもらっているのだろうかという、逆に懸念を持ちます。今までの印象ではちょっと少ないという気が正直なのですが、きょういろいろご説明いただいた時間の使い方から考えると、ちょっと少ないという印象もあります。

あと、非監査業務、これに対してもどのくらいの報酬を払っているのかというのが非常に重要な情報だと思います。これが連結とか単体がばらばらになっていたり、あと例えば持株会社で開示されているのが単体ベースであったりなど、適正さを見る上では比較対照ということが重要なものですから、やはり比較しやすいような形にできればいただきたいかと思います。

あと、ここに報酬の決定方針とあるのですけれども、金額以上に手続というか、報酬をどういう手続で決めていられるのか、それから監査業務だけじゃなく、非監査業務に関してもどういう形で承認を受けているのか、そういった情報が、これは義務化するかどうかはともかくとして、あれば非常にいいというように思いました。

それが先ほどからお話のある経営陣との癒着を防ぐということにも何らかのプラスになるのではないかと思います。

以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

久保田さんどうぞ。

○久保田委員 監査人の選任と報酬のところについて両論出たわけですがけれども、私どもとしては、この報酬の決定については会社法が本年施行されたばかりであるということもありまして、同意権ということでまずは今後の推移を見て考えるべきじゃないかということで、この選任のところにつきましても同意権ということで現状を見ていってはどうかということ、これについてはコーポレート・ガバナンスの根幹にかかわる問題ですので、慎重に検討してもらいたいということでございます。

以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

上柳委員。

○上柳委員 最初に八田先生が言われたことに賛成なんですけれども、この報酬等の問題、それから独立性の問題というのは相互関連しているというか、どちらかがうまくいっていればどちらかは少し緩くしてもいいという関係にあると思うのですけれども、ただ日本の現実を見れば、やはりいずれも少しずつ厳しくしていくというふうには言わざるを得なくて、むしろ独立性の方も場合によっては監査法人のローテーションも含めて考えるべきだし、それから一方、監査報酬のことについて言えば、8ページにありますけれども、選任権もそれから報酬の決定権も監査役あるいは監査役会に独立して与えるというふうにはむしろきちんと決めるべきだろうというふうに思います。

それでその上で、監査役さんが本当に幾ら監査法人に報酬を出したらいいのか、多過ぎてもあるいは少な過ぎても、少な過ぎて何か問題があった場合も、いずれもその監査役さんがまた株主から代表訴訟も含めて監視されるという形でしっかり責任を持っていただくというふうな体制になるべきで、確かに私、一緒にお仕事しますと、会計士さんが短い時間の中で大変で、しかもデュー・デリジェンスの中で、調べれば幾らでも時間が要るところを割り切らなければいけないという、大変なお仕事をされているということをよく感じるのですけれども、大変報酬が決めにくいということが事実だと思いますので、むしろやはり監査役の方にきっちり責任を持っていただく体制が正しいのではないかと思います。

以上です。

○関部会長 それでは、時間もだんだんなくなってきましたので、最後のその他のところも含めて、今までの議論をさらに深めていただきたいと思います。どうぞ。

○澤田委員 今まで議論を聞いていますと、公認会計士法の中に監査人の独立性の規定を置こうとか、ローテーション強化について法定化すべきだとか、法定化、法定化という意見が非常に強いように思うのです。個人的意見ですが、逆にこういう非常に実務に関連したものをがちがちにそういう形で規定するのが本当にいいのだろうか。それと、適切な事後監視という体制のもと、規制緩和の流れを促進しようとする中で、何でもかんでもこういう形で固めてしまっているのだろうかという感じがします。

それと、公認会計士法の中でこういう問題を議論するということに、本来、海外の例を見ていただいたらいいのですが、基本的には全て公開会社が対象なんですね。それがわが国では公認会計士法で扱うがために大会社等に変わるわけです。そこで本来、証券市場の信頼性確保が目的であったものが、それ以外のところまでも規制することになってしまいます。先ほど、ガバナンスの問題を会社法に任すのですかというようなお話がありましたけれども、やはりこれは上場会社法とか、証券取引法とか、そういう範疇のところであるべきであり、その方がうまく整理ができるのじゃないかなと、考えています。

また、先ほどから監査報酬の決定の問題とか、いわゆる監査人自体の交代制の問題とかが議論されております。ところで、監査人自身を交代させるということですが、だれがどんな判断によって交代させるのだろうか、あるいは監査報酬をだれがどこかにプールされたものをどのように配分すべきかを定めるのだろうか。私は非常に疑問に思います。それは実質的には民間では決定してはいけないという方向に進む可能性が私はあると思って、非常に危険な感じがいたします。

したがって、そういう方向に進みますと、本来自由経済社会が生み出してきたこの監査制度、公認会計士による監査制度が崩壊するのではないか。本来、この監査制度自身が経済社会に対するオーバーサイトの機能を持っているのですが、それでは不十分だからという形で今の議論になっているようですが、その辺のことを本質に立ち返って十二分にお考え願いたいと思います。

ある意味でいいますと、そういう形で非常に枠にはめてしまうというのは、社会から見て非常に安心なのかもしれませんが、私自身は、優秀な公認会計士を育てない、とても窮屈で非常に重たい制度にしてしまうのではと思います。私自身はそこまではせず、もし監査人自身に問題があればそれに基づいて十分に罰してくださいという感じがいたします。余りにも事前に枠を決め過ぎるのが、本当にこの日本の経済社会にとっていいのだろうか、そんな感じがいたします。

○関部会長 大崎委員どうぞ。

○大崎委員 まず今のご発言についてちょっと申し上げたいのですが、私は事後監視型行政、規制緩和の流れというものと、この会計士についてのルールを一定の範囲で強化する格好で見直していくというものは全く整合的であるというふうに考えております。つまり、会計士の役割、監査人の役割というのは、むしろ事後監視の一翼を担うということだと思っておりますので、会社の経済活動はどんどん自由にしていく。それが自由になればなるほど、さまざまな形でそれをチェックする人たちの機能を強化しなければいかぬわけでありまして、監査人の機能を強化し、一方で監査人に対する監督も強化するということは、例えば証券取引等監視委員会を強化するというようなことと全く整合的なことであって、これはいわゆる国家による経済活動への介入を強めるという意味での規制強化というのでは話が違うのではないかというふうに思います。

ただ、今澤田先生のおっしゃったことで私は1つ同感でありますのは、やはり上場会社に対する制度の強化ということであるべきで、大会社等ということで広がり過ぎるのはいかがなものかという点です。私も、先ほど弥永先生もそういったようなことをおっしゃっていましたが、ある程度同感というか、同じような感じを持っております。

それから、個別論で1個だけ申し上げておきたいのですが、監査人の交代についての情報の開示、それから監査人側からの意見の表明その他を制度化するというご提案、10ページあたりのものでございますが、これは非常に重要だと思っております。とりわけローテーションという制度が入ってくる中で、ローテーションでいずれにしてもやめなければいけないものを、

早目にやめるということになるのは、何かやはり通常ではない事情があるわけでありまして、それについて投資家に的確に知らせるとするのは非常に重要であろうと思っております。

その意味で確認したいのは、ここで言っている監査人の交代というのと、ローテーションで言っている交代というのを連動させていただけるのかどうかですね。つまり、例えば監査人の交代という、意見表明するのは、これは法人の交代であって、ローテーションの方は主任会計士だというようなことになりますと、ある意味、効果が半減してしまうのかなというように思っております。

○関部会長 原先生どうぞ。

○原委員 2点なんです、今大崎委員から発言をされたので、重ねることになって大変恐縮ですが、私も規制改革会議のメンバーに所属をしております、大崎委員がおっしゃられたとおりで、まあ規制緩和というよりは今規制改革という言葉を使っておりますが、会社法に見られるように、資本市場、自由度を高めるという中で、その中でやはり市場のルールはきちんと公正なものでなければいけないということで、その意味ではこういった公認会計士法のルールがきちんと整備をされていくというところは、整合的なことでやっておりますので、ぜひその線でご検討を深めていただきたいと思います。

それからもう1点なんです、不正、違法行為発見時の監査人による対応のところなのですが、私はやはり、経営者だけではなくて、当局への通報義務というところも規定があるべきだというふうに思っておりますので、中を読みますと、アメリカはかなり工夫した形で入れていて、それからドイツ、フランスについても、違法行為ということで、法律に違反をしているという限定をかける形での通報義務を課しているわけで、こういう規定があった方が監査に入られる方も法律にのっとって業務ができやすいのではないかとこのふうにも思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○関部会長 伊藤さん。

○伊藤委員 私も大崎委員、原委員の意見に賛成でございます、この席上でも申し上げたのですけれども、今や新しい時代になってきて、基本的には法的に自由の枠が大幅にひろがっているのですから。その自由の一方においてモニタリングを強化するということは、これは自由との裏腹の関係であって、決して相反するものではない。そういう意味で、澤田さんのご意見の趣旨は、恐らく同じだと思うのでございますが、何も、国家でもって統制するとかということではないと私は思いますね。したがって、大崎、原お2人の意見で私はよろしいのではないかと思っております。

私はそれに関連しまして、最初の監査人に係る制度のところ、皆さんから議論がなかったのですけれども、ここについてはむしろ公認会計士協会はどういうふうにお考えになっているのか、率直なご意見を私はお伺いしたい。つまり、今の監査ファームのあり方でいいのか、もう少し監査ファームを拡大して業務をやった方がいいのか。前にそういうご意見を申し上げたつもりだったのですが、そのあたりについてのむしろ積極的な意見を言うべきじゃないかと、私は公認会計士協会の方々のご意見を拝聴いたしたい。

それから、最後にその他監査人の独立性と地位の強化のあり方ということについても、実は経団連の常務理事からいろいろお話がありまして、せっかく今法律をつくって、報酬の問題なんですけど、同意権まで与えているのだから、ここは法令を見てはどうかという意見も1つの方法だと私は思うのです。しかし、やはり何らかの形で報酬については執行部隊から私はずしていきべきじゃないか。

例えば、上場企業の中でも、公的なスタンスの企業、例えば電力とかガスとか鉄道会社とか、例を言って恐縮なんですけれども、つまり会社の利益をある程度コスト保証で判断して価格決定がおこなわれるような業界については、少なくともきちっとした監査対応が必要であり、その意味では、この監査報酬に関しても執行部隊から切り離すべき必要性があるのではないのでしょうか。1つの妥協案ですけれども、そういうことはぜひ経団連としても考えるべきではないかというふうに私は思いますけれども。

以上でございます。

○八木委員 最後のところで2点だけ申し上げたいと思います。

監査人の交代の開示についてですけれども、ここで見ますと、結局監査人を交代したときには都合3回開示をする。取引所の適時開示と有価証券報告書と半期報告書、それに加えて臨時報告書で開示するということですが、3回までやる必要はないのじゃないかというふうに思います。また、監査人が取引所の自主開示で意見を表明するということですが、これは非常に問題を残すと思います。というのは、この状態というのはある意味ではけんか状態になっているわけで、監査人の方からこういうふうにして交代させられたというようなことを出すと、それはここにもありますけれども、相当、企業との間の守秘義務にかかわる部分まで開示しなければこの説明ができないといった事態に必ず及ぶので、これは気をつけたほうがいいと思います。

むしろ私は、対案として、これは重複する開示ではなくて、監査人交代の理由、これを臨時報告書1本にして、企業経営者が開示要件も意見の不一致か不正の発見か、交代させる理由は

これぐらいしかないとと思うので、そういうものに限定して出すのが現実としては機能していくのではないかと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど山浦先生がおっしゃいました当局への通報義務についてですが、これは6月のこの会議でも私、監査が検察的な意味合いを帯びるとするのは危険だということで、慎重にやっていただきたいと申し上げたのですけれども、気持ちは変わりません。それでやはり、現在検討中である諸外国の状況あるいは実態というものをよく勉強した上で検討しても遅くはないのではないかと思います。

以上です。

○関部会長 そのほかご意見ございますか。藤沼先生どうぞ。

○藤沼委員 私は日本の監査を信頼できるものにするには、やはり監査人の独立性をいかに確保するかということが一番大事なことだと思っております、そういう面ではまず会計士自身が独立性の維持に努力しなくてはいけないということも当然あると思います。

ただそれと同時に、特に会計士が常に対応している企業側のガバナンス改革というのが非常に大きな意味があるのではないかと思っております。

その議論はもう皆さんお話になっておりますので、私がここで繰り返してする必要はないと思います。今伊藤委員の方から、監査ファームというか監査事務所の業務範囲について、どう思うように思っているのだという質問がありましたけれども、やはり日本の公認会計士法上は、監査法人は要するに監査専用事務所であれという観点が非常に強いわけです。そういう面で、監査業務に支障がない限りほかのこともしてもよいという書き振りになっておるわけですが、実際内部統制の仕事とか、その他の専門業務が広がっていくという段階において、監査業務専業というだけの切り口だと、監査人の資質の向上がなかなか図れない。もちろん禁止業務は被監査会社には提供できないという規定があるわけですので、やはり監査と関連する業務についての監査人の能力を拡大するためには、その他の関連業務というものを、積極的にやってもよいというような、そういうような法律の書き振りといえますか、監査人の能力の拡大の必要性についての認識というのが大事なのではないかと思っております。

○関部会長 よろしいですか。どうぞ。

○澤田委員 若干先ほどの発言が誤解を招いたようなので。

私自身もここでの議論は証券市場の事後監視の一環として議論されていることをよく認識しております。

ただ、そこでお考え願いたいのは、それは会計プロフェッションのあり方そのものに対して

非常に大きな影響を与えるので、十分にバランスを考えた上で、本来法令で規制すべきものなのか、自主的な規制でやるべきものなのかをご検討願いたいという意味で発言しました。

○関部会長 時間も大体来ましたので、これできょうは終わりたいと思いますが、先ほど監査役の当事者はどう考えているのだろうかという話がありましたので、ごく簡単にだけ。

私は新日鉄のCFOを3年やって、その後2年監査役をやった感想なんですけれども、部会長の発言じゃないということでお受けとめいただきたいのですが、率直に言って、八田先生や原先生のおっしゃるとおりではないかと私は思います。ですから、原委員も何の遠慮もなく発言していただきたいと思います。

ただ、今度の商法改正で随分様相が変わってきたなと私は思っておりまして、特に社外監査役の役割が非常に大きくなっているわけですね。少なくとも公開会社は過半数占めているわけですから。それが1つ。ですから1つは社外監査役中心の監査役会になってきているということですね。

2つ目は、取締役改革があつて、取締役会は監査役全員が出席しますから、取締役と監査役とそんなに数が変わらないのですね。したがって、実質的には取締役と監査役が要するに議論をするという、こういうふうな実態にだんだんなっているなというのが私の実感です。したがって申し上げたいことは、今の監査役会あるいは監査役というのは極めて頼りないから、こんなところにいろんなことを求めても無駄だという議論はできたらしないで（笑）いただきたいなど。むしろそういう新しい流れ、相澤さんいらっしゃいますけれども、新しい流れをどういうふうに加えて、そして新しい監査役が機能するようにどうしたらいいかということに議論していただきたいなと思います。

以上です。

それじゃ、きょうはこれで終わりたいと思います。まだ恐らくご議論したいことがいっぱいあると思いますが、今回だけで終わりませんので、次回引き続いてやりますから、そのときでも結構ですので、いろいろご意見をお聞かせいただきたいということでもあります。

最後に事務局の方から連絡事項がございます。

○池田企業開示課長 次回の日程でございます。10月25日の午後4時からの開催を予定しております。正式なご連絡は改めて事務局よりさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○関部会長 それでは、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午後12時06分 閉会